

心理学・教育学委員会・社会学委員会・法学委員会・臨床医学委員会・  
健康・生活科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：心身の健康・適応に対する心理学的支援分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○心理学・教育学委員会 社会学委員会 法学委員会 臨床医学委員会 健康・生活科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>心理学関連専門職の国家資格である公認心理師制度が開始し、現在は根拠法の附帯決議である5年経過後の見直しが行われている。公認心理師は、主に、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の主要5分野における活動が行われているが、その専門性の発揮の仕方や具体的な社会貢献に関しては、不十分などところがあることは否めない。</p> <p>そこで、本分科会では、心理学関連専門職の専門性を担保する制度や、エビデンスに基づく社会貢献のあり方等に関する研究方略について、主要5分野の実情や制度等に精通する委員と共に広く議論を行い、国民の心身の健康・適応に真に寄与する心理学的支援のあり方について社会に発信することを目的とする。</p>
4	審議事項	<p>1. 公認心理師を始めとする心理学関連専門職によるエビデンスに基づく具体的社会貢献</p> <p>2. 心理学関連専門職の各活動分野の特徴に応じた専門性の発揮、向上、評価等(研修、多職種連携等)</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備考	